

申告相談の日程

- ▶**日程・対象地区**
右表のとおりです。
- ▶**場所**
市民交流センター
(こもろプラザ 2 階)
- ▶**時間**
- 午前の部
8：30 ～ 12：00
(受付 8：15 ～ 11：00)
 - 午後の部
13：00 ～ 17：15
(受付 16：00 まで)

- ▶**ご注意**
- ・警備上の理由からセンター休館日(2/25・3/11)の申告相談は行いません。
 - ・センターの開館は、午前 8 時です。

※駐車場の混雑が予想されます。
なるべく公共交通機関等をご利用ください。

※期間中は、税務課窓口での申告相談はお受けできません。

	午前	午後
2/16 (火)	東山 東小諸 乙女	小原 与良 鶴巻
2/17 (水)	御幸町 緑ヶ丘 八幡町	松井 天池 東雲
2/18 (木)	荒町 紺屋町 三和 赤坂	大手 古城 相生 本町
2/19 (金)	田町 六供 両神	新町 富士見平 市町 南町
2/20 (土)	休日	
2/21 (日)	休日	
2/22 (月)	原村 中村 八代 西八満 藤塚	乗瀬 石峠 南ヶ原
2/23 (火)	休日	
2/24 (水)	東 加増 ひばりヶ丘 荒堀	四ツ谷 柏木上 柏木下
2/25 (木)	休館日(申告相談なし)	
2/26 (金)	菱野 後平	諸 西原
2/27 (土)	全地区対象	休日
2/28 (日)	休日	
3 / 1 (月)	滝原 大久保 鍋久保 氷	西浦 上ノ平 久保 大杭 宮沢
3 / 2 (火)	市 谷地原	御影 御牧ヶ原 諏訪山
3 / 3 (水)	森山	和田
3 / 4 (木)	耳取	平原 一ツ谷
3 / 5 (金)	芝生田	井子 糠地
3 / 6 (土)	休日	
3 / 7 (日)	全地区対象	休日
3 / 8 (月)	全地区対象	
3 / 9 (火)	全地区対象	
3/10 (水)	全地区対象	
3/11 (木)	休館日(申告相談なし)	
3/12 (金)	全地区対象	
3/13 (土)	休日	
3/14 (日)	全地区対象	休日
3/15 (月)	全地区対象	

事前に準備すること

- 所得税の確定申告をする方は、利用者識別番号を事前に取得してください。過去に取得された方は、その番号が使えます。
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書をあらかじめ作成してください。
- 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を作成してください。

申告を忘れると・・・

所得額や税額は市・県・国の様々な制度を利用する際の基準となるため、申告を忘れると、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金保険、保育料、市営住宅使用料等に影響を及ぼすことがあります。

申告相談会に際して

- 混雑解消のため、地区別の割り振りにご協力をお願いします。ご都合がつかない場合は、全地区対象日にお越しください。相談会には、時間に余裕をもってご来場ください。
- 休日開催は、2/27 (土)・3/7 (日)・3/14 (日)の午前中のみです。税務署は閉庁のため、複雑な申告はお受けできない場合があります。
- **新型コロナウイルス等感染症予防のため、来場の際は必ずマスクの着用をお願いします。入場の際にアルコール消毒による手指消毒をお願いします。また、非接触型体温計による体温測定を行います。ご協力いただけない場合は、入場をお断りいたしますので、あらかじめご了承ください。**

市県民税等申告相談

期間 2/16 (火) ～ 3/15 (月) ※ 2/27 (土)・3/7 (日)・3/14 (日)は、午前の部のみ受付

会場 市民交流センター (こもろプラザ 2 階)

問 市県民税申告相談について ➡ 税務課 市民税係
確定申告、源泉徴収票、e-tax について ➡ 佐久税務署 ☎ 0267-67-3460

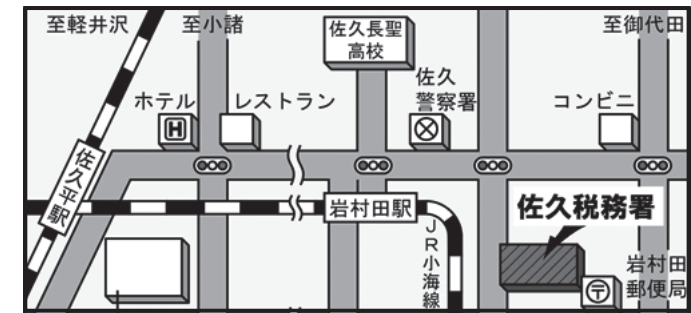
申告が必要な方 (確定申告については、28 ページもご確認ください。)

- ▶**市県民税の申告**
- 令和 3 年1月1日現在、小諸市内に住所がある方は、基本的に市県民税の申告が必要です。
ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
- 所得税の確定申告をする方
 - 給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
 - 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が市に提出されている方
 - 確定申告や年末調整等で家族の扶養とされている方
 - 遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方

- ▶**所得税の確定申告**
- 次のような場合に該当し、所得税が発生する方は、確定申告が必要です。
- 給与収入を年末調整していない方
 - 営業・農業・不動産等の所得がある方
 - 年末調整した給与以外に 20 万円を超える所得がある方

※これら以外にも申告が必要になる場合があります。
詳しくは佐久税務署にお問い合わせください。

- ▶**佐久税務署での申告**
- 次に該当する方は、書類審査等があるため、佐久税務署での確定申告をお願いします。
- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方
 - 家屋の新築・増改築・購入等で初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(バリアフリー改修、省エネ改修等を含みます。)
 - 仮想通貨、FX、J-REIT 等がある方
 - 損益通算を必要とする方
 - 税務署から申告案内状が郵送された方
 - 消費税の申告、贈与税の申告、青色申告の方
 - 過年度の申告をする方



申告相談に必要なもの (申告内容に応じて、次の資料等をご用意ください。)

- 利用者識別番号が確認できる書類 (所得税の確定申告をする方)
- 申告書
- 給与や年金の源泉徴収票
- 国民年金や健康保険等の保険料の領収書や証明書
- 生命保険料や地震保険等の領収書や払込証明書
- 医療費控除の明細書
- 障害者手帳、要介護認定書
- 還付を受ける本人の通帳又は口座の控え
- 営業・農業・不動産所得がある方は、収支内訳書と、収入・経費の確認できる帳簿や領収書など
- マイナンバーカード又は、マイナンバー通知カード及び運転免許証等の身分を証明するもの

